

佐賀県告示第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 25 年 7 月 5 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

吉野ヶ里町

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀東部都市計画下水道事業 吉野ヶ里町公共下水道

3 事業施行期間

平成 5 年 12 月 28 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 6 年佐賀県告示第 11 号、平成 11 年佐賀県告示第 392 号、平成 13 年佐賀県告示第 601 号、平成 20 年佐賀県告示第 264 号、平成 22 年佐賀県告示第 99 号及び平成 22 年佐賀県告示第 384 号の事業地に、神埼郡吉野ヶ里町松隈字永坂、字折敷野、字上原、字村籠及び字坂の上、石動字一本杉、字三本杉、字四本杉、字五本杉、字一本松、字二本松、字四本松、字黒木、字西一本杉、字西二本杉及び字西三本杉、三津字丸山、字竜拝、字戦場、字浦田、字射場、字西ノ田、字西前田、字庄尾分、字永田、字前田、字中ソリ及び字迎並びに大曲字在川、字畑刈、字亀作、字瀬の尾、字瀬尾ヶ里、字松の内、字松原、字八幡の下、字永枕、字永道、字長谷、字永免、字鶴の森、字松の森及び字二の坪を加え、同町石動字三本松、大曲字松本、字

宮司、字東外、字一の坪、字椎原及び字新田角並びに吉田字鳥の隈、字二本柳、字悦尾及び字殿隈地内において事業地を変更する。